

○ 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱別表の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件について（令和2年3月30日元経営第3240号農林水産省経営局金融調整課長通知）の一部改正・新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>第5 令和4年度措置に係る被災農業者追加支援対策（災害関連資金）の利子助成対象要件</p> <p>実施要綱別表20の4(4)から(14)までの農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者は、次の1から4までのいずれかに該当する者とする。ただし、3及び4については、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の2の(7)の資金、経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のIIに定める資金及び経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け府沖振第277号内閣府沖縄振興局長通知）第2のIIに定める資金並びに農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(2)に定める農業経営負担軽減支援資金を受ける者を除く。</p> <p>1 <u>新型コロナウイルス感染症（災害関連資金）</u> <u>資金を必要とする農業者等であって、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の影響により、経営に影響が発生していること等を新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表（別記様式1）で融資機関が確認できたもの（実施要綱別表20の4(4)及び(7)から(10)までの利子助成対象資金に限る。）</u></p> <p>2 <u>新型コロナウイルス感染症（反転攻勢関連資金）</u> <u>資金を必要とする農業者等であって、新型コロナウイルス感染症による経営環境変化に対応して、新たに取り組む販路拡大や省力化等の反転攻勢に係る計画（別記様式2）を作成し、その計画の達成が見込まれると融資機関が確認できたもの（実施要綱別表20の4(11)から(14)までの利子助成対象資金に限る。）</u></p> <p>3 <u>令和3年5月11日から7月14日までの間の豪雨（災害関連資金）</u> <u>当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの</u></p> <p>4 <u>令和3年8月7日から同月23日までの間の暴風雨及び豪雨（災害関連資金）</u> <u>当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの</u></p>	<p>（新設）</p>

附 則（令和4年3月31日3経営第3215号）

この通知は、令和4年4月1日から施行する。